

## 業務実施細則

- 第1条 乙が業務実施のため設置する機械、機器、その他の器具（以下警報装置という）は、乙の所有に属する。警報装置の種類、個数、設置場所は添付図面によるものとする。
- 第2条 甲は契約物件の増改築、模様替え、レイアウトもしくは用途変更をしようとするときは、事前に乙に通知するものとする。
2. 契約物件の増、改、新築等により既設の警報装置の移動または変更等の必要を生じた場合は、事前に乙に通知するものとし、当該工事費は甲が負担する。
- また、甲乙協議により新たに警報装置の付加が必要と認められた場合も同様とし、これに伴い、業務委託料も改定することを得るものとする。
- 第3条 乙は警報装置を常に円滑に運用できるように適宜点検を行うものとし、点検の都度その結果を甲に報告するものとする。
- 第4条 甲は警報装置の取扱いについて過誤のないよう日常注意するとともに、警報装置について故障、または異常を発見したときは直ちに乙に通知するものとする。
- 第5条 警報装置の補修または交換に要する費用は、その原因が甲の責に帰すべき事由によるときは、甲が負担するものとする。
- 第6条 警報装置の配線の自然損耗により、乙の業務提供に支障が生じた場合は、乙の費用負担で配線の補修または取替えを行なうものとする。
- 第7条 本契約が終了したときは、乙は遅滞なく警報装置を撤去する。
- 警報装置撤去に際し、乙は警報装置の取付けの必要上契約物件に施された孔穴、その他変更部分については、一切原状回復の義務を負わないものとする。
- 第8条 乙は天災その他、乙の責に帰すことができない事由により、業務を続行することができなくなったときは、その状況のやむまでの間業務の提供を停止し、業務提供に関する本契約上の義務を一切免れるものとする。
- この場合、乙は甲に対してその旨遅滞なく通知するものとする。
2. 甲は相当な事由があるときは、乙に対して業務の停止を求めることができる。
3. 前2項の規定により、業務の一部が停止されたときも甲は所定の業務委託料を支払うものとする。業務の全部が停止された場合の業務停止期間中の業務

委託料については、甲乙協議して定めるものとする。

第9条 甲および乙は、本契約の締結ならびに実施にあたり知り得た相手方の機密事項を、契約有効期間中であると契約終了後であることを問わず、一切他に漏洩してはならない。

第10条 乙は本契約の履行にあたり、業務の全部もしくは一部を第三者に委託し、または請負わせてはならない。

第11条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

第12条 乙は本契約に基づく業務遂行中、乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害について次項の損害賠償額を限度として、保険により、甲に対してその損害を賠償するものとする。

2. 前項の賠償限度額は、1事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて10億円也とする。

3. 乙が本契約に基づき業務を実施中に、第三者に対し損害を与えた場合には、甲は、第三者に対し、直接損害賠償の責に任ずるものとし、乙の責に帰すべき事由があるときは、乙はその補償として客観的に承認された賠償額証明に基づき、前項に定めた限度内の金額を甲に支払うものとする。

4. 甲は第1項、および前項の事故による損害が発生したときは、その事故を知った日から14日以内に書面をもって事故による損害の発生を乙に通知しなければならない。

第13条 乙は下記事項については一切責任を負わないものとする。

① 天変地異、その他不可抗力により生じた一切の損害。

② 警報装置が正常に作動したにもかかわらず、乙の責に帰すことのできない事由で通信回線により送信が行なわれない状態にあつたために生じた一切の損害。

③ 甲の責に帰すべき事由により警報装置が正常に作動しなかったことにより生じた一切の損害。

第14条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、文書をもって通知することにより本契約を解除することができる。

- ① 乙が正当な理由なくして本契約の全部または一部を履行しないとき。
- ② 本契約について、乙またはその従業員に不正または不当の行為があったとき。
- ③ 乙が本契約を履行することができないと明らかに認めたとき。
- ④ 前各号のほか、本契約の条項に違反したとき。

第15条 乙は甲の責に帰すべき事由により業務を提供しがたいと認めたときは文書をもって通知することにより本契約を終了することができる。

第16条 甲および乙は解約につき相当の事由がある場合は、その事由を付した文書をもって相手方に解約の予告をするものとし、文書到着後、甲乙協議のうえ、本契約を解約することができる。

第17条 本契約の解釈に疑義が生じたときまたは本契約に定めのない事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。